

# 兵庫県立夢野台高等学校いじめ防止基本方針

## 1 本校の方針

本校は、「清く、正しく、優しく、強く」という校訓及び「自分で考え、自分で判断し、他者と協働して、未来を創造する人を育成する」という教育目標のもと、伝統に培われた校風の高揚とともに生徒の育成に取り組んでいる。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめに特化するのではなく、生徒の発達段階に応じた教育相談等をも含めた取組を包括的に推進する。

### ☆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

- ア いじめは絶対に許さないという姿勢を全職員が日常的に強く示す。
- イ 心のサポートチームによる定期的な情報交換と指導体制の点検を行う。
- ウ いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、毎年見直す。
- エ 保護者会や学校評議員会等で方針の周知徹底や情報交換を行う。
- オ 地域住民・関係機関からの意見を積極的に取り入れるように留意する。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導体制

- ア アンケート調査
  - (ア) 学期ごとにアンケート調査を行い、その方法については記名式・無記名式の選択を初め、常に工夫し情報収集を行う。
  - (イ) 調査結果は学年・生徒指導部で管理・検討し必要に応じて面談等の再調査を行う。
  - (ウ) 調査用紙は卒業時まで原本を心のサポートチームが保管する。

#### イ 情報モラル教育によるインターネット対策

- (ア) 情報の授業でネットトラブルについて指導する。
- (イ) 講演会を開催し、専門家から最新の情報を得ると共に、インターネットトラブルについて常に学ぶ機会を持つ。

#### ウ 研修会の実施

- (ア) 年間計画に基づき心のサポートチーム（いじめ対策チーム）が主催し、いじめ防止に関する校内研修会を実施する。
- (イ) 各機関で開催されるいじめ防止に関する研修会の報告を迅速に行う。

#### エ 情報の共有

##### ※報告の徹底

※気にかかる生徒の状況について、職員会議や学年会議等で情報の共有を図る。

※新年度の体制へのいじめの問題に係る情報の引継ぎを確実にを行う。

#### (3) いじめを認知した場合の対応

##### ア 正確で迅速な対応

- (ア) いじめの兆候を認知したときは、保護者や友人等からの情報を収集する。
- (イ) 学年や生徒指導部を中心に、複数の教職員が関わり、事実関係の把握をする。

##### イ 毅然とした対応

- (ア) いじめを行った生徒に対しては、特別な指導計画による指導を実施する。
- (イ) 本人・保護者に事実を正確に伝える。
- (ウ) いじめの周辺にいる生徒や教職員の心のケアに配慮する。

##### ウ 対応の基本的な流れ

①情報のキャッチ ⇒ ②正確な実態把握 ⇒ ③指導体制、方針の決定 ⇒  
⇒ ④生徒への支援、保護者との連携 ⇒ ⑤加害生徒への指導・事後の対応

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により判断する。

##### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、心のサポートチーム（いじめ対策チーム）が調査し、事態の解決に当たる。場合によっては、外部関係機関に協力を依頼する。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 継続した指導

※いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

※教育相談、面談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めながら、いじめを受けた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりしながら肯定的に関わり、自信を取り戻させる。

※いじめという特定の問題だけではなく、様々な観点から被害者・加害者に対してカウンセリングやフォローアップの充実を図る。

※いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取り組みを強化する。

## 6 その他

心のサポートチーム（いじめ対策チーム）はいじめ防止の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報を基に、的確に組織的に対応する。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに心のサポートチーム（いじめ対策チーム）に報告・相談する。加えて、集められた情報は記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。